

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
福島市	ある	無	保険診療対象外の 1 特定不妊治療 (体外受精及び顕微授精) 2 男性不妊治療 3 一般不妊治療 (人工授精)	1 治療内容A,B,D,E は30万円まで、治療 内容C,Fは10万円 まで。 2 30万円まで。 3 自己負担額の2分 の1(1円未満切 捨)で6万円まで。	1、2 初回治療開始 時の妻の年齢 が40歳未満では 通算6回(1子ご と)。40歳以上 は43歳までに通 算3回(1子ご と)。 3 助成に係る治療 開始月から36月 (3年)間で助成 回数に制限なし。	ない				ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	1回あたりの助成金額 ・「自動ABR」8,500円 ・「OAE」3,000円 R3.4.1以降受検分より適用	ない		
会津若松市	ない					ない				ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	①自動ABR8,500円(1回の 上限) ②OAE3,000円(1回の上 限) ③初回、確認検査、再確認 検査で、1人につき最大3回 まで助成を行う	ない		
郡山市	ある	無	国の制度で、特定不妊治療 にかかる治療費の一部を助 成する。 また男性不妊治療(手術を 伴うもの)にかかる治療費 の一部を助成する。	治療方法により助 成金額は異なる。 1回につき30万円 を上限(一部10万 円)を助成する。 男性不妊治療は1 回につき30万円を 上限とする。	治療開始時の 妻の年齢が 40歳未満の場 合、1子につき通 算6回まで。 40歳以上43歳 未満の場合、1 子につき通算3 回まで。	ない				ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査・確認検査・再確 認検査について検査費用 の一部を助成する。 【検査方法】 自動ABRは2,500円まで、 OAEは1,000円まで	ない		

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
いわき市	ある	ない	1. 特定不妊治療(医療保険診療外である体外受精及び顕微授精による治療費) 2. 男性不妊治療	治療内容により異なる。1回30万円を上限(一部10万円)。 男性不妊治療は1回30万円を上限。	初回治療開始時の妻の年齢が40歳未満では6回(40歳以上は43歳まで3回)。ただし、助成を受けた後に出産等した場合には、助成回数をリセットできる。	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間及び産後1か月	ある	自動ABRもしくはOAE検査機器による、初回検査(概ね産後2~3日)・確認検査(初回検査の翌日)・再確認検査(1ヶ月健診)について、費用の一部を助成する。 自動ABR 4,300円 OAE 1,000円	ない	
白河市	ある		・特定不妊治療(体外受精及び顕微授精) ・男性不妊治療(特定不妊治療の過程において、男性不妊と判断された場合の精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)	福島県特定不妊治療費助成事業による助成を優先して適応し、当該助成額を控除した額。治療内容により5万から10万円	治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合、通算6回まで。 40歳以上43歳未満の場合、通算3回まで。	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間及び1か月	ある	自動ABR 4,250円 OAE 1,500円 (初回検査・確認検査・再確認検査)	ある	白河市に住所(住民票)を有する妊産婦の方が安心して赤ちゃんを出産できるように、妊娠4か月となる日の属する月の初日から、出産月の翌月末までの間(令和2年4月受診分以降)、医療費の一部(保険診療分一部負担金)を助成します。
須賀川市	ある	無	特定不妊治療または男性不妊手術(いずれも医療保険適用以外)	福島県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額で1回の治療または1回の手術につき上限10万円	初回申請時の際の治療開始時点において40歳未満:43歳になるまで通算6回(1子ごと) 40~43歳未満:43歳になるまで通算3回(1子ごと) 男性は通算6回まで	ない					ある	15回	ない		ある	2回	ある	初回検査、確認検査、再確認検査(自動ABR、OAE)	ない	
喜多方市	ある	福島県特定不妊治療費助成事業に準ずる	保険診療の適応とならない体外受精・顕微授精(男性の不妊治療も対象となる)	福島県特定不妊治療費助成額の1/2を助成する。ただし、対象となる特定不妊治療に要した費用から助成額を控除した額を上限とする。	福島県特定不妊治療費助成事業に準ずる	ない					ある	14	ある	1	ある	産後2週間及び産後1か月	ある	一人につき最大3回までの助成を行う。 【助成額】初回検査①自動ABR 6,800円 ②OAE 1,300円 確認検査、再確認検査 ①自動ABR8,500円 ②OAE 3,000円	ある	国民健康保険被保険者のみ対象で、妊娠16週目から出生月の末日までの医療費について助成している。

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
相馬市	ある	ない	保険診療の対象とならない ◇一般不妊治療(人工授精) ◇特定不妊治療(体外受精・顕微授精)	◇一般不妊治療:1年度以内の治療に要した助成対象経費の合計額とし、10万円を限度として助成 ◇特定不妊治療:県の助成額を控除し、10万円を限度として助成	◇1回目の申請の妻の年齢が40歳未満の場合は、治療ごとに最大6回まで ◇1回目の申請の妻の年齢が40歳以上の場合は、治療ごとに最大3回まで ※R2年度限り1回目申請治療開始日妻年齢R2.4.1以降40歳になる方は6回	ある	ない	不育治療	◇1治療期間に要した助成対象経費から高額療養費及び保険者からの付加給付、県の助成額を控除した額とし、10万円を限度として助成	ある	14回	ある	1回	ある	産後2週間及び産後1か月	ある	◇1人につき3回以内 ◇初回検査は入院中、確認検査は入院中、再確認検査は1か月児健診 ◇自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)は限度額8,500円/回、耳音響放射検査(OAE)は限度額3,000円/回	ない		
二本松市	ある	なし	医療保険が適応にならない ・特定不妊治療 ・男性不妊治療 ・一般不妊治療	◇特定不妊治療及び男性不妊治療に要した費用の額から県の助成額を減じた額で1回につき上限15万円 ◇一般不妊治療に要した費用の額とし、各年度上限15万円	◇特定不妊治療、男性不妊治療は1子ごと10回まで ◇一般不妊治療は連続5年まで	ない				ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査・確認検査・再確認検査について助成する。 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ある	妊娠4ヶ月から出産まで。対象疾病に該当した場合、医療費を10割給付(国民健康保険の場合)	
田村市	ある	無し	体外受精、顕微授精及び男性不妊治療。	100,000	県実施要綱に定める通算回数 40歳未満6回 40-43歳未満は3回	ない				ある	15回	ない		ある	・産後2週間 ・産後1か月	ある	自動ABRは5,400円、 OAEは2,400円	ある	妊娠4カ月となる日の属する月から分娩の日の属する月までの疾病に対する保険診療費の自己負担金を助成する	
南相馬市	ある	なし	・医師の診断に基づいて行われた不妊症の治療 ・医療保険各法が適用される不妊症の検査・治療 ①不妊症検査及び一般不妊治療(治療開始前に行った不妊原因を調べるための検査を含む) ②特定不妊治療(体外受精・顕微授精・男性不妊治療)	同一の夫婦に対して、継続した1回の治療に対し5万円を限度に助成 1回の治療に対し、初回申請は30万円、2回目以降は15万円を限度に助成	合計10回を限度 最大6回まで	ある	なし	・医師の診断に基づいて行われた不育症の検査・治療	15万円	ある	無制限	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査(1回)及び初回検査において要再検と判定された場合に再度行う確認検査(2回まで) 自動ABR8,500円 OAE 3,000円	ない		
伊達市	ある	有	一般不妊治療	【一般】 本人負担額の2分の1	【一般】 助成期間36月。 助成額計が1組60,000円	ない				ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	1人最大3回 自動ABR8,500円 OAE3,000円	ない		

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
本宮市	ある	福島県特定不妊治療費助成を受けた方が対象のため、県に準じる	・特定不妊治療 ・男性不妊治療	治療費を超えない範囲で福島県特定不妊治療費の助成上限額と同額。治療方法により助成金額は異なる。 ・初回:30万円 ・2回目以降:15万円を上限(一部7万5千円)	初回申請時の治療開始日時点において、 ・40歳未満:43歳になるまで通算6回 ・40~43歳未満:43歳になるまで通算3回	ある	ない	・不育症検査費 ・不育症治療費 福島県不育症治療費助成事業の承認を受けた治療(ヘパリンを主とした不育症治療) ・検査費:5万円を上限 ・治療費:1妊婦期間治療費の自己負担額から福島県不育症治療費助成事業の額を差し引いた額で15万円を上限	・検査費:1夫婦1回のみ ・治療費:1妊婦期間につき1回	ある	15回	ある	1回	ある	産後1か月	ある	・初回検査、確認検査、再確認検査、 ・助成額:自動ABR2,500円、OAE1,000円	ない		
桑折町	ある	福島県特定不妊治療費助成事業に準ずる	福島県特定不妊治療費助成事業に準ずる	1回目20万円 2~6回目10万円	6回	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間、1ヶ月	ある	OAE 3,000円 自動ABR 8,500円 初回検査、確認検査、再確認検査 最大3回まで	ない	
国見町	ある	有 福島県特定不妊治療費等助成制度要綱に準ずる	特定不妊治療	100,000円	初回申請時の治療開始日における妻の年齢が40歳未満の場合は43歳まで通算6回まで(1子ごと)、40歳以上43歳未満の場合は43歳まで通算3回まで(1子ごと)	ない					ある	16	ない		ある	産後2週間健診 産後1か月健診	ある	初回ABBR 8,500円/回 初回OAE 2,500円/回	ない	
川俣町	ある		当該特定不妊治療に要した費用から福島県助成要綱に基づき助成を受けた額を差し引いた金額を、一回につき10万円を上限として助成する。	10万円を上限	初めて助成を受ける際の妻の年齢が40歳未満であるときは、43歳に達するまで通算6回を上限とし、40歳以上であるときは43歳に達するまで通算3回を上限とする。	ない					ある	15	ない		ある	産後2週間健康診査、産後1か月健康診査(1人につき、各1回分)の費用を助成	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の3回までにかかる費用について助成する。また、検査の結果、必要に応じて保護者に対し事後指導を行う。	ない	
大玉村	ある	有 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づくため	福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく	20万円 (男性10万円)	40歳未満6回 40歳以上通算3回	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間健診及び産後1か月健診の助成	ある	初回検査、確認検査、再確認検査までに係る費用一部助成	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
鏡石町	ある	無	一般不妊治療(人工授精のみ)、特定不妊治療、男性不妊手術	一般不妊治療:一組の夫婦につき上限10万円 特定不妊治療・男性不妊治療:福島県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額で1回の治療につき上限10万円	一般不妊治療:回数の制限はなく、一組の夫婦につき10万円に達するまで 特定不妊治療・男性不妊治療:初回申請時の際の治療開始時点において40歳未満:43歳になるまで通算6回、40~43歳未満:43歳になるまで通算3回	ない				ある	15回	ない		ある	産後2週間健診、産後1か月健診	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の費用助成	ない		
天栄村	ある	無	特定不妊治療(体外受精・顕微授精) 一般不妊治療(人工授精)	(特定)上限100,000円 (一般)通算して6回、100,000円を上限	(特定)1年度あたり2回を限度に通算5年間 (一般)通算6回	ある	無	ヘパリンを主とした不育治療に係る費用	上限100,000円	県の助成回数に準ずる	ある	15回	ない	ある	産後2週間健診 産後1か月健診	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の費用助成 自動ABR 8,500円 OEA 3,000円	ない		
下郷町	ある	有 福島県特定不妊治療費助成事業に準ずる	特定不妊治療	200,000	40歳未満6回 40歳以上3回	ない					ある	15回	ない	ある	産後1ヶ月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の費用助成 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない		
檜枝岐村	ある	有 福島県特定不妊治療費助成事業に準ずる	特定不妊治療	300,000	年度当たり2回を限度後、通算5年まで	ない					ある	・妊婦一般健康調査15回 ・妊婦精密健康診査1回	ない	ある	・産後2週間健康診査1回 ・産後1か月健康診査1回	ある	・新生児聴覚検査3回分 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない		
只見町	ある	夫婦の所得合計が730万円以下	体外受精 顕微授精 男性不妊	10万円以内	初回 女性40才未満 通算6回 初回 女性43才未満 通算3回	ない					ある	15回	ない	ある	産後1か月健診	ある	自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)又は耳音響放射検査(OAE)について3回限度に助成 自動ABR 8,500円限度 OAE 3,000円限度	ない		
南会津町	ある	ない	・タイミング療法 ・薬物療法 ・腹腔鏡手術 ・人工授精 ・検査 ・その他	上限20万円	一夫婦2年間	ある	ない	医療保険各邦画適用される不育症の検査及び治療、適用外についても対象	上限20万円	一夫婦2年間	ある	15回	ない	ある	産後1ヶ月	ある	自己負担額定額助成	ある	保険適用となる医療費自己負担額全額助成	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
北塩原村	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	①自動ABR 8,040円 ②OAE 3,000円 初回、確認検査、再確認検査で一人につき最大3回まで助成を行う	ない	
西会津町	ある	無	医療保険各法が適用される不妊症の検査及び医師の診断に基づいて施される治療	10万円	10回まで	ある	無	医療保険各法が適用される治療及びその他の治療	適用3万円それ以外10万円	15回	ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	県内実施自己負担なし(医師会との契約による)	ある	国民健康保険被保険者のうち妊産婦(妊娠5ヶ月となった日の属する月から出産の日の属する月まで)の医療費について10割給付。
磐梯町	ある	無	検査料及び治療費の自己負担額(文書料・入院室料・室料差額・食事療養費等直接治療に関係しない費用は対象外)	20万円	同一夫婦に対して5年度分まで	ある	無	治療費の自己負担額(文書料・入院室料・室料差額・食事療養費等直接治療に関係しない費用は対象外)	20万円	制限無し	ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	初回検査・確認検査・再確認検査の3回まで助成 自動ABR8,500円 OAE3,000円	ある	国民健康保険法第42条第1項の規定にかかわらず、療養の給付を受ける被保険者のうち妊産婦(妊娠5ヶ月となった日の属する月から出産の日の属する月まで)に該当する者は、当該療養の給付に関し、一部負担金を支払い、又は納付することを要しない。
猪苗代町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	1人につき3回以内(初回・確認・再確認検査)1人1回につき自動ABRの場合8,500円、OAEの場合3,000円を限度に助成	ある	妊婦のインフルエンザ予防接種料を2,519円まで助成
会津坂下町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	自動ABRまたはOAEの検査費用を全額助成(初回検査、確認検査、再確認検査の3回まで)	ある	国保加入者について、妊娠12週から出産まで10割給付
湯川村	ある	県助成事業に準ずる	県助成事業に準ずる	県助成事業と同額。	県助成事業に準ずる	ない					ある	15	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	自動ABRまたはOAEの検査費用を全額助成(初回検査、確認検査、再確認検査の3回まで)	ある	・国保加入者のみ妊娠5ヶ月より医療費の自己負担分を公費で負担。 ・妊婦のインフルエンザ予防接種料の半額助成。
柳津町	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	自動ABR8,500円 OAE3,000円を助成。	ある	妊娠5ヶ月到着月から出産月までの医療費の10割給付(一般診療に係る保険診療分)

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
三島町	ある	無	保険診療の適応とならない体外受精または顕微授精、男性不妊治療	県助成額と同額	3~6回	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	①初回検査(生後3日以内) ②確認検査(生後1週間以内) ③再確認検査(1か月検診時) 一人一回につき AABR:8,500円 OAE:3,000円	ない	
金山町	ない					ない					ある	15	ない		ある	産後1か月 (1か月児検診と同じ)	ある	実施勸奨・無料	ある	国保世帯で16週から出産まで無料
昭和村	ない					ない					ある	・妊婦一般健康調査 15回	ある	3	ある	産後2週間健診 産後一か月健診	ある	初回検査・確認検査・再確認検査の3回まで助成 自動ABR8,040円 OAE3,000円	ない	
会津美里町	ある	ある	福島県特定不妊治療費助成に準ずる体外受精・顕微授精	福島県特定不妊治療助成に準ずる	福島県特定不妊治療助成に準ずる	ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	全額助成	ない	
西郷村	ある	なし	新鮮胚移植・凍結胚移植 男性不妊治療	治療内容により 150,000円又は 75,000円	43歳になるまでに通算6回 40歳以上43歳未満にあつては、43歳になるまでに通算3回	ない					ある	15	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	ABR 4,250円 OAE 1,500円	ある	妊娠5ヶ月となった日の属する月から、出生の日が属する翌月までの妊産婦に係る保険適用分の医療費と入院時の食事代を助成。
泉崎村	ある	有 夫婦合算の前年の所得額が730万円未満	・特定不妊治療 ・男性不妊治療 (県の治療内容と同様)	・特定不妊治療 上限15万円 ・男性不妊治療 上限10万円	6回まで	ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月検診 1回	ある	検査費用の一部(自動ABR 2,500円、OAE1,000円)を助成 (初回検査、確認検査、再確認検査まで)	ない	
中島村	ある	有	保険の対応とならない体外受精、顕微授精、精子採取	上限75,000円または150,000円	6回	ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	一部助成 助成額 ABR 4,250円 OAE 1,500円	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
矢吹町	ある	福島県特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けた方が対象	●特定不妊治療を行った場合 A.新鮮胚移植を実施した場合 B.凍結胚移植を実施した場合(受精卵を一旦凍結し、母体の調整後胚移植) C.以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施した場合 D.体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 E.受精できず又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止した場合 F.採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合 ●男性不妊治療を行った場合	治療に要した費用に対して福島県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額で、1回の治療につき上限10万円または5万円	県の助成回数に準ずる	ある	福島県不育症治療費助成事業の交付決定を受けた方が対象	不育症と診断された方が妊娠した場合において、ヘパリンを主とした不育治療に係る費用	治療に要した費用に対して福島県不育治療費助成事業による助成額を控除した額で、1回の妊娠期間の治療につき上限10万円	県の助成回数に準ずる	ある		ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月 2回	ある	一部助成 (初回、確認、再確認検査まで) 【助成額】 自動ABR:4,250円 OAE:1,500円	ない	
棚倉町	ある	無	1)特定不妊治療(体外受精・顕微授精) 2)男性不妊治療(精神を精巣又は精巣上体から採取するための手術)	・福島県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額 1)上限額 150,000円または75,000円 2)上限額 100,000円	福島県特定不妊治療費助成事業に準ずる	ない					ある	15回	ない		ある	1)産後2週間 2)産後1か月	ある	(対象検査・回数) 初回・確認・再検査の3回  (助成上限額) 1人1回につき 1)ABR:8,500円 2)OAE:3,000円	ない	
矢祭町	ある	夫及び妻の年間所得の合計730万円未満	特定不妊治療	7万5千円又は15万円	40歳未満(通算6回) 40歳以上43歳未満(通算3回)	ない					ある	無制限	ない	1回	ある	産後1か月	ある	ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	
塙町	ある	夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満	特定不妊治療	上限15万円(治療内容によっては上限7万5千円)	6回(40~43歳未満は3回)	ない					ある	15	ある	1	ある	産後1ヶ月	ある	ABR:8,500円 OAE:3,000円	ある	妊産婦が社会保険各法の規定による医療の給付を受けた場合に支払った一部負担金を限度として助成



妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
鯉川村	ある	夫及び妻の年間所得の合計額が730万円未満	特定不妊治療 男性不妊治療	特定不妊治療は上限75,000円～150,000円で、初回申請時の治療終了日が平成28年1月19日以前の方は通算3回までの上乗せが25,000円～50,000円。 初回申請時の治療終了日が平成28年1月20日以降の方は初回に限り300,000円まで助成。 男性不妊治療は上限150,000円で、平成31年4月1日以降に治療を開始し、以前に治療を受けていない方に限り、初回のみ300,000円まで助成。	妻の年齢が40歳未満の方は43歳まで通算6回まで。 40歳以上43歳未満の方は43歳まで通算3回まで。	ない				ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	一人につき3回まで(初回・確認・再確認)助成。 自動ABR、OAEの両方該当。	ある	妊娠5か月となる月の初日から出産した日の翌日末日までの期間、保険適用の医療費の自己負担分を助成。	
石川町	ある	無	①保険診療の適用とならない体外受精・顕微授精 ②特定不妊治療の一環として男性不妊と判断された場合の手術を伴う治療	助成上限100,000円(A～Fの区分あり) 男性不妊治療100,000円 助成額は、治療にかかった費用から「福島県特定不妊治療費助成事業」で受けた助成額が上限額に満たない場合はその額になる。	治療開始日時点で妻の年齢が40歳未満 通算6回まで 治療開始日時点で妻の年齢が40歳以上43歳未満 通算3回まで	ある	無	不育症と診断された者が妊娠した場合において国内の医療機関にて行ったヘパリンを主とした不育症治療	助成上限100,000円 治療に要した費用の額から福島県不育症治療費助成事業による給付額を控除した額が助成対象	ある	15回	ない	ある	産後2週間及び1ヶ月	ある	初回・確認・再確認検査で検査機器が自動ABRの場合8,500円、OAEの場合3,000円を上限として助成。	ない			
玉川村	ある	なし	特定不妊治療	上限20万円	治療開始日時点で妻の年齢が40歳未満 通算6回まで 治療開始日時点で妻の年齢が40歳以上43歳未満 通算3回まで	ない				ある	15回	ない	ある	産後1ヶ月	ある	福島県医師会が定める金額の範囲内で全額助成	ない			
平田村	ない					ない				ある	15回	ない	ある	1か月	ある	検査を実施	ない			
浅川町	ある	無	特定不妊治療	100,000	2	ない				ある	15回	ない	ある	1か月	ある	検査を実施	ない			

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
古殿町	ある	ない	一般不妊治療	上限200,000円	通算2年間	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間、 産後1か月	ある	検査機器が 自動ABRの場合:8,500円 OAEの場合:3,000円 2回目の確認検査まで上記 金額を助成	ない	
三春町	ある	なし	体外受精及び顕微受精、男性不妊手術の保険適用外診療分	上限10万円	(特定不妊治療)妻の年齢40歳未満:1子につき6回。43歳以上43歳未満:1子につき3回。(男性不妊治療):1子につき6回。	ない					ある	15回	ある	1回の妊娠につき1回	ある	産後2週間	ある	自動ABRの場合8,500円、 OAEの場合3,000円を限度とし、助成額を超えた分は自己負担。助成額に満たない場合は、実際に支払った金額を助成。	ない	
小野町	ある	無	特定不妊治療、男性不妊治療	特定不妊治療は福島県の助成を優先して適応し、当該助成額を控除し1回15万円上限。男性不妊治療は1回10万円上限。	特定不妊治療は最大10回、男性不妊治療は制限なし。	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査に係る助成	ある	妊娠4ヶ月～出産後翌月末までの医療費の自己負担額の助成
広野町	ある	無	①特定不妊治療 ②一般不妊治療	①他助成を差し引いた額の2分の1 ②対象経費に2分の1(1年度につき10万円限度)	①6回 ②1年度を1回とし2回	ある	無	不育症の治療及び検査にかかる費用	他助成を差し引いた額の2分の1(1年度につき15万円限度)	回数制限なし	ある	15	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	自動ARB 8,500円 OAE 3,000円	ない	
楢葉町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間・ 1ヶ月健診	ある	概ね生後1ヶ月までに実施する検査料が助成額に満たない場合は実費用を助成する。 (初回AABR)8,040円 (初回OAE)3,000円	ない	
富岡町	ない					ない					ある	15	ある	1	ある	・産後2週間 ・産後1か月	ある	自動ABR:8,500円 OAE:3,000円	ある	妊産婦医療費の一部負担金の免除
川内村	ない					ない					ある	15	ある	1	ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABR 8,040円 OAE 3,000円	ない	
大熊町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後約1か月後	ある	町内に住所を有する申請時について助成する	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
双葉町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	1人3回以内 (県内)自己負担無料 (県外)償還払い 上限あり	ない	
浪江町	ない					ない					ある	15回	ある	1回(町内の指定 医療機関のみ)	ある	産後2週間および産後1か 月の2回	ある	初回、確認、再確認検査 助成額 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	
葛尾村	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間検診 産後1ヶ月検診	ある	初回検査・(異常があった 場合の)確認検査・再確認 検査	ない	
新地町	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回、確認、再確認検査 助成額 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	
飯舘村	ない					ない					ある	15	ない		ある	産前2週間 産後1か月	ある	初回検査、確認検査、 再確認検査までに係る費用 の一部助成	ない	